

会 議 録

会議名称	平成22年度 第4回 八尾市個人情報保護審議会		
開催日時	平成23年3月25日（金） 午後2時00分～3時40分		
開催場所	市役所本館 8階 第2委員会室		
出席者	委員	金谷会長 澤野副会長 小池委員 柏木委員 小林委員 荒木委員 天正委員 佐藤委員 東委員 山本委員	
	事務局	村上理事 浅川次長 中西室長 式室長 辻本係長 大久保副主査 平峰非常勤嘱託	
	実施機関	【諮問1】生活福祉課	友田係長、前田主査、井上主事
		【諮問2】介護保険課	大木課長補佐、大嶋主査、松月主査、田村副主査
		【諮問3】障がい福祉課	下村係長、渡部副主査
		健康保険課	新堂参事、表木課長補佐、大本係長、文殊係長
こども政策課		松本係長	
【諮問4】保健推進課	井上課長補佐、須釜係長		
【諮問5】健康保険課	新堂参事、表木課長補佐、生田主査		
保健推進課	井上課長補佐、須釜係長		
【諮問6】生涯学習スポーツ課	三尾課長補佐、高梨係長、横山副主査		
【報告1】政策推進課	横山課長補佐、仲谷係長		
【報告2】高齢福祉課	川西所長、山本課長補佐、松本副主査		
【報告3】高齢福祉課	川西所長、山本課長補佐、松本副主査		
【報告4】介護保険課	大木課長補佐、奥田主査		
【報告5】水道局 経営総務課	古賀係長		
欠席者（委員）	なし		
傍聴者	なし		
配布資料	事前	審議会資料	
	当日	個人情報保護事務の手引	
会議次第	1. 審議 I 実施機関からの諮問について II 実施機関からの報告事項について		

審議項目

1) 諮問事項

1. 介護扶助関連データ及び介護支援給付関連データの大阪府国民健康保険団体連合会への伝送業務について
2. 介護保険関連データの大阪府国民健康保険団体連合会への伝送事務について
3. 障がい福祉システム及び福祉医療システムにおけるデータ連携について
4. 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種情報を健康管理システムで管理する件について
5. 特定健診・特定保健指導業務の実施に伴う個人情報の電子計算機器による管理について
6. 八尾市立生涯学習施設予約・案内システム更新業務に伴うシステムの新規導入施設について

2) 報告事項

1. 平成23年度八尾市民意識調査について
2. 委託料支払に関するデータの国保連への伝送事務の変更について
3. 高齢者保健福祉計画策定にかかるアンケート調査について
4. 要支援・要介護認定者に対する介護保険実態アンケート調査について
5. 平成23年度八尾市水道モニターの募集について

審議状況（審議経過）

諮問事項 1 介護扶助関連データ及び介護支援給付関連データの大阪府国民健康保険団体連合会への伝送業務について

「事務・事業の内容」

この案件は、介護扶助関連データおよび介護支援給付関連データの大阪府国民健康保険団体連合会への伝送を行うもので、条例第8条第1項に該当するものである。

事務の概要としては、「生活保護法」による介護扶助関連データおよび「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による介護支援給付関連データの大阪府国民健康保険団体連合会への伝達を担当者間による手渡しから伝送へと変更するものである。

現在、介護給付関連業務のため、市は生活保護システムおよび中国残留邦人等支援給付システムを利用して介護扶助および介護支援給付受給者（予定者含む）の情報を国保連に伝達している。また、国保連はこれをふまえ各事業所から提出された請求データをもとに請求情報等を作成し、データで市へ引き渡しを行っている。

データの受け渡しについては、現在磁気媒体等にて国保連へ持参しているが、個人情報の媒体の持ち歩きによるリスクを軽減し、職員の事務の軽減を図るために伝送によるデータの提供が望ましいと判断している。国保連への伝送については、障がい福祉課においてすでに実施されており、その実績からも安全に運用できると判断し、効率化だけでなくセキュリティ向上の面からも伝送化が望ましいと考えている。

伝送の接続方法についても I S D Nによるダイヤルアップの専用回線を使用し、庁内のネットワークから独立させて接続を行う。なお、送受信においては、介護保険課に設置されている専用回線を使用し行う予定であり、同端末を使用することになるが、介護保険課分とは別に I D ・パスワードを設定することで、それぞれの職員の使用を制限し、スケジュールについても事前に管理を行う。

国保連および生活保護システム、支援給付システムにより、介護扶助および介護支援給付関連データを作成する。対象者は、介護扶助受給者が約 1, 0 0 0 人、介護支援給付受給者が約 1 5 人で、件数は、受給者台帳情報が月に約 1 0 件、給付実績情報が月に約 2, 3 0 0 件を想定している。

利用項目は、受給者台帳情報として証記載保険者番号、被保険者番号、異動年月日など、計 4 2 項目、給付実績情報として、被保険者番号、被保険者氏名、サービス種類名など、計 5 7 項目である。

利用開始時期は、平成 2 3 年 4 月 1 日を予定している。

セキュリティ対策としては、通信内容については、S S L 通信によるデータの暗号化を行い、覗き見、改ざんやなりすまし等防止を行うとともに、接続端末については、起動時に電子証明書により発行された I D ・パスワードにより使用者を制限し、施錠できる保管庫で保管することによりそれぞれ対策を行う。生活保護システムおよび支援給付システムと伝送専用端末のデータ移行時に利用する電子媒体については、処理後データの削除を行う。また、接続方法についても伝送時のみ I S D Nによるダイヤルアップの専用回線を使用し、庁内のネットワークから独立して接続を行う。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・生活保護法や中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律によ

り介護給付を受けたときのデータを、これまで持参していたが、伝送にすることなのか。

- ・取り扱うデータに変わりはなく、受け渡しの方法が変わるだけということか。
- ・セキュリティも向上するし、職員の労力軽減にもなる。既に他で運用の実績もあるので、問題ないと思う。

ウ 実施機関の説明

- ・その通りである。

「結論」

諮問事項1について、審議会は承認。

諮問事項2 介護保険関連データの大阪府国民健康保険団体連合会への伝送事務について

「事務・事業の内容」

この案件は、介護保険関連データの大阪府国民健康保険団体連合会への伝送を行うもので、条例第8条第1項に該当するものである。

現在、大阪府国民健康保険団体連合会に対して、介護保険法による介護保険給付関連データに関するデータ連携、主治医意見書作成料に関する事務処理委託等を行っている。また、年金天引きでの保険料徴収事務においても、国保連が保険者と年金保険者間の中継機関となることで事務処理を行っている。

この事務処理について現在、国保連と担当者間において磁気媒体でデータを受渡ししているが、セキュリティ面を考慮し、伝送へと変更するものである。

伝送にすることにより、個人情報の媒体による持ち歩きのリスク軽減と職員の事務の軽減を図ることが可能になる。また、国保連への伝送については、障がい福祉課においてすでに実施されており、府下各市においてもすでに実施されている市町村もあり、その実績からも安全に運用できると判断し、効率化だけではなくセキュリティ向上の面からも伝送化が望ましいと考えている。

対象者及び件数としては、対象者は、要介護認定者数が約11,000人、特別徴収対象者数が約56,000人であり、件数は、受給者台帳情報が月に約28,000件などである。

利用項目は、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コードなど計26項目である。

利用開始時期は、平成23年4月1日を予定している。

セキュリティ対策は、通信内容については、SSL通信によるデータの暗号化を行い、覗き見、改ざんやなりすまし等を防止する。また接続端末については、起動時に電子証明書により発行されたID・パスワードにより使用者を制限し、施錠できる保管庫で保管することによりそれぞれ対策を行う。介護保険システムと伝送専用端末のデータ移行時に利用する電子媒体については、処理後はデータの削除を行う。また接続方法についても伝送時のみISDNによるダイヤルアップの専用回線を使用し、市内のネットワークから独立して接続を行う。

なお、接続権限は本市だけにあり、国保連からは本市の機器に接続することはできず、データ送受信時のみ接続され、終了後自動的に切断される。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・介護保険法に基づく業務で、データの受け渡しを持参から伝送にしたいということなのか。
- ・項目は既に利用しているもので変更はないということか。

- ・ 諮問 1 の案件と関わりがある。障がい福祉課での運用状況も見ているが、何も起きておらず、大丈夫であると思う。データがたくさん入っているので、目的外利用にならないように気をつけてもらいたい。
- ・ 運用する上でセキュリティを万全にするようお願いする。

ウ 実施機関の説明

- ・ その通りである。

「結論」

諮問事項 2 について、審議会は承認。

諮問事項 3 障がい福祉システム及び福祉医療システムにおけるデータ連携について

「事務・事業の内容」

この案件は、障がい福祉システム及び福祉医療システムにおいてデータ連携を行うもので、条例第 8 条第 1 項に該当するものである。

「障がい福祉システム及び福祉医療システム」における住民基本情報のネットワーク回線によるデータ連携及び税情報の磁気媒体によるデータ連携を行うもので、障がい福祉課、健康保険課及びこども政策課はシステムの置換えを行うにあたり、合同で障がい福祉システム及び福祉医療システムの調達を行い、統一したシステムを構築することとなり、現在、運用に向けて作業を進めている。

各制度の事業を運営するにあたり、対象者の住所把握が必須となっているため、現在は住基異動情報全件を週 1 回、媒体により各システムへ取込み処理を行っているが、その処理を毎日 1 回、外部とは接続されていないネットワーク回線を利用した自動バッチによる取込み処理に変更することで、より円滑に資格管理を行うことが可能となる。

また、各制度それぞれ対象者の判定や給付額の算定などを実施するために税情報の把握が必要だが、現在は申請時に所得証明等の所得のわかるものを添付してもらるか、または本人及び世帯員から同意を得た上で税情報の閲覧により判定等の作業を行っており、現行システムには税情報の取り込みを行っていない。今回置換えする新システムでは税情報の取り込み、判定機能を標準機能として有しており、この機能を利用することにより、申請者からの所得証明書類の提出を省略することができ、あわせて資格判定業務について正確性が向上し、市民サービスの向上に繋がるものである。

また、処理の方法としては、システムから対象者の情報（宛名番号のみ）を抽出し媒体に格納して情報システム室に渡し、ホストコンピュータでの処理で税情報を追加して再度媒体に格納したうえで、システムへの取り込みを行うことを予定している。

セキュリティ対策としては、システム用端末の起動時及び業務権限については、認証 ID・パスワードを用いて従事者制限を徹底し、使用後は執務室内の施錠できるロッカーで保管する。出力帳票については、施錠できるロッカーで保管する。また、不要になった帳票は、シュレッダーで裁断し廃棄処分する。また、統一システムを構築する上で、住基異動情報及び税情報については、新システムに取込んだ際にはユーザー権限が設定された業務でのみ閲覧できるシステム機能を設定する。

なお、利用開始時期としては、平成 23 年 4 月 1 日以降を予定している。

「審議の要点・審議会の意見等」

- ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。
- イ 委員の質問・意見

- ・ 3課でシステムを新しくし、さらに、従来は必要に応じて定期的に市民課からデータをもらっていたが、それを必要に応じて接続して取得できるようにしたいということか。
- ・ 税情報は本人申請が大原則だったが、税務課と情報をやりとりできれば情報がスムーズに入手でき、申請者ご本人の負担も軽くなるということか。
- ・ 正確性が向上するというのがわからないので詳細に説明して欲しい。
- ・ 住民基本台帳だけでなく、外国人登録情報も使うということか。

ウ 実施機関の説明

- ・ その通りである。
- ・ 資格判定において業務ごとに、税の取り込む対象者が、本人所得だけの場合や、家族の所得が必要な場合など色々ある。現在ではそれぞれ目で見て判断している。今回のシステム変更により、最初の段階で取り込む対象者をシステムで管理し、必要な方の情報だけ見れるようにして、判定の誤りがないようにできるという意味で、正確性が向上するということである。
- ・ 住民異動情報連携事務の入力項目は、基本的に変更はないが、今回新たに在留資格情報を追加する。外国人登録情報も使う。

「結論」

諮問事項3について、審議会は承認。

諮問事項4 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種情報を健康管理システムで管理する件について

「事務・事業の内容」

この案件は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種情報を健康管理システムで管理するもので、条例第8条第1項に該当するものである。

平成23年度より任意接種である子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種について、接種対象者に費用助成する予定で、法定接種の接種情報等を管理している健康管理システムに当該3ワクチン接種情報を新規項目として入力・接種歴管理を実施するものである。

予防接種法における法定接種については、副反応への救済措置等の関係から、予防接種台帳の作成が義務づけられており、現在のシステムにおいて管理を行っており、当該3ワクチンについても同様の対応を行う必要があるため、現行システムを改修し、ワクチン接種歴等の管理をシステムで行うものである。

利用項目は、接種種別、接種日、医師名、ワクチン名、ロット番号、接種量、ワクチンメーカー名、有効年月日、医療機関名である。

電子計算機処理が必要な理由は、当該3ワクチンについては対象者及び接種回数等の管理が複雑であり、接種歴をシステムで管理する必要があることである。また今後これらワクチンは法定接種化が検討されており、法定接種化された際には平成23年度実施分についても接種情報の入力が必要となると考えられる。

利用開始時期は、平成23年4月1日からを予定している。

セキュリティ対策としては、個人情報が入力されているサーバについては、保健センター執務室内の施錠できるOAルームに設置し、操作端末については、鍵付きロッカーで執務時間外は施錠保管を徹底する。なお、操作端末については、個人ごとにパスワードによる従事者制限をかけ、出力帳票等は、鍵付きのロッカーで施錠保管し、不要になった出力帳票はシュレッダーで裁断する。

「審議の要点・審議会の意見等」

- ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。
- イ 委員の質問・意見
 - ・法定接種は台帳作成義務があるが、この3ワクチンは任意接種なので、台帳作成義務はない。しかし、副作用の救済措置などの関係から、今回システムで管理するということか。
 - ・利用項目に、住所や名前の記載がないがどうということか。
 - ・ある市民がワクチンの接種を受けたという情報を追加して登録するということであるから、利用する個人情報に氏名も入ると思われる。他に利用項目はないのか。
 - ・使用する個人情報を整理して、追加資料として事務局を経由して当審議会に提出して欲しい。
- ウ 実施機関の説明
 - ・その通りである。
 - ・OCRをそのまま読み取る。住民票のデータをもらって既に健康管理システムで管理している。
 - ・住所、氏名、生年月日、保護者名、電話番号、性別も利用する。

「結論」

諮問事項4について、審議会は承認。

諮問事項5 特定健診・特定保健指導業務の実施に伴う個人情報の電子計算機器による管理について

「事務・事業の内容」

この案件は、特定健診・特定保健指導業務の実施に伴う個人情報の電子計算機器による管理を行うもので、条例第8条第1項に該当するものである。

現在健康保険課において実施している、特定健診及び特定保健指導の業務について、健康保険課から保健推進課への業務委任を行い、平成23年度より保健推進課において実施することに伴い、これまで健康保険課が行っていた被保険者データの処理を新たに行う必要が生じたものである。

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、全ての医療保険者に「特定健康診査（特定健診）・特定保健指導」を行うことが義務付けられ、これまで保険者である健康保険課において実施してきた。

また、一般の健診や保健指導については保健推進課で実施しているが、医療保険者の一部業務を保健推進課で実施することにより、より効果的、効率的な健診・保健指導の実施を期待することができる。以上の理由から、保健推進課において特定健診等を実施することに伴い、健康保険課が行っていた被保険者データの電算処理を行う必要があるものである。

対象者及び件数等は、特定健康診査対象者が59,828人、特定保健指導対象者が2,978人である。

利用項目は、「健康保険課特定健診システムよりの取得情報」として、①被保険者本人情報の各項目、②健診結果の各項目、③保健指導結果の各項目である。次に「特定保健指導利用希望者からの申込情報」として、特定保健指導申込データの各項目、また「保健指導機関からの報告情報」として、特定保健指導実施状況報告の各項目である。

電子計算機の処理形態としては、外部接続を行わない保健推進課専用端末において、月次により健康保険課からの情報を取り込み、特定保健指導利用希望者からの申し込み及び業務委託先の保健指導機関

からの特定保健指導実施状況報告に基づくデータを入力し、これらの情報を活用し特定健診・特定保健指導の業務を行う。

セキュリティ対策としては、健康保険課から情報提供を受けるための電子媒体は、職員の手渡しによる受け渡しとし、未使用時は施錠保管とし、不要になった場合はデータを消去する。特定保健指導利用希望者からの申込情報及び保健指導機関からの特定保健指導実施状況報告内容のデータ保存先については、外部との接続を持たない保健推進課の専用端末機とし、未使用時には施錠保管し、端末利用者についてもID及びパスワードによる制限を行う。また、帳票類についても施錠保管し、不要となった場合は裁断して破棄し、機器の管理及び個人情報の適正な管理に努める

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・健康保険課から、保健推進課に業務委任するというのはどういうことか。
- ・市全体としては、取り扱う個人のデータに変更はないのか。
- ・国民健康保険のみで、共済などは対象でないのか。

ウ 実施機関の説明

- ・保健指導は保険者の義務という位置づけで、八尾市の健康保険の所管課は健康保険課であるが、保健指導の業務だけ保健推進課に委任するということである。保健センターは、市民を対象として検診や保健指導を行っており、対象者が重なるので、保健センターのスキルや専門性の高さを生かし、より効率的・効果的に事業を行うということである。
- ・保健推進課としては、取り扱う個人データは追加になるが、市全体として変更はない。
- ・今回については、国民健康保険の被保険者限定である。

「結論」

諮問事項5について、審議会は承認。

諮問事項6 八尾市立生涯学習施設予約・案内システム更新業務に伴うシステムの新規導入施設について

「事務・事業の内容」

この案件は、「八尾市立生涯学習施設予約・案内システム更新業務」に伴うシステムの新規施設の導入を行うもので、条例第8条第1項に該当するものである。

「八尾市立生涯学習施設予約・案内システム更新業務」に伴い、八尾市立新家町市民運動広場及び八尾市立大畑山青少年野外活動センターの小体育館、研修室に予約・案内システムを導入する。今回のシステム導入により、パソコンや携帯電話からインターネットを通じて施設の予約、抽選申込みが可能になる。また、生涯学習施設などに設置している街頭端末機からも、申込みができるようになる。使用料の支払方法については指定金融機関の口座振替になるので、施設利用者は容易に施設予約ができるようになり、使用料の支払方法も簡素化される。

また、台帳管理をシステム化することによって、より正確、円滑に予約・抽選業務を遂行することが可能となり、市民の施設利用環境の利便性向上及び施設予約に関する職員事務の効率化に資するものである。

個人情報の利用項目は、氏名、性別、生年月日をはじめとする計18項目である。

対象者及び件数は、生涯学習施設予約・案内システム利用者で、平成21年度のシステム利用件数は、173,156件である。

個人情報の収集方法は、利用者からの直接入力（申請行為）により行う。

処理形態は、クライアントサーバシステムによる処理とし、利用開始時期は、平成23年4月1日を予定している。

セキュリティ対策としては、業務端末はIDとパスワードで従事者制限を行うとともに、市民（利用者）が使う街頭端末は、事前に発行した登録番号及び暗証番号などで本人確認を行う。出力した帳票は施錠保管し、不要になった帳票は裁断し破棄する。口座振替で使用するフロッピーディスクは、専用保護トランクに格納して施錠し、施設管理者職員が銀行窓口へ直接搬入する。また、八尾市個人情報保護条例並びに八尾市個人情報保護条例施行規則に基づき、個人情報保護の管理を徹底する。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・生涯学習の施設予約で、2施設について同様のシステムを導入することに伴い、利用者の個人情報を収集し、電子計算機処理をするということか。
- ・勤務先・学校名、勤務先または学校の住所とあるが、そうでない人は使えないのか。

ウ 実施機関の説明

- ・その通りである。
- ・市内在住、在勤、在学の人を対象としている。複数人で行うスポーツなどは過半数が八尾市民であればよい。

「結論」

諮問事項6について、審議会は承認。

報告事項 1 平成 23 年度八尾市民意識調査について

「事務・事業の内容」

この案件は、政策推進課所管の「平成 23 年度 八尾市民意識調査について」の報告で、条例第 8 条第 1 項の表 4 類型 5 に該当する報告である。

平成 23 年 4 月よりスタートする総合計画基本構想の将来都市像の実現を測定するための指標の達成度及び地域力などについての市民の意識を調査することにより把握を行い、市民の意向を汲んだ進捗管理を行うため、市民への送付用宛名ラベルの作成を行うものである。

個人情報の利用項目は、氏名、住所、生年月日、性別で、対象者及び件数は、市内在住の 20 才以上の男女 3,000 件で（男女各 1,500 名）内、外国人 80 件（男女各 40 名）である。

電子計算機に記録されている住民基本台帳及び外国人登録台帳を電算処理することにより、正確かつ迅速に対象者の抽出を行い、本調査業務の効率的な実施を図る。

処理形態としては、ホストコンピュータによるバッチ処理で、利用時期は、平成 23 年 6 月中旬頃を予定している。

セキュリティ対策としては、出力された帳票の管理については万全を期し、施錠できる保管庫で保管する。宛名シールは作成後直ちに貼り郵送し、個人情報の保護に関しては細心の注意を払う。また、出力帳票は利用後裁断して廃棄する。封入封緘にかかる委託に際しては、「委託契約書（案）」及び「平成 23 年度八尾市民意識調査業務仕様書（案）」により個人情報の保護に努める。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

なし

「結論」

報告事項 1 について、審議会への報告は終了。

報告事項 2 委託料支払に関するデータの国保連への伝送事務の変更について

「事務・事業の内容」

この案件は、高齢福祉課所管の「委託料支払に関するデータの国保連への伝送事務の変更について」の報告で、条例第 8 条第 1 項の表 4 類型 4 に該当する報告である。

平成 22 年 10 月の八尾市個人情報保護審議会において、八尾市地域包括支援センターによる介護予防サービス計画費請求等のデータを、障がい福祉課に設置されている専用回線を利用し、大阪府国民健康保険団体連合会へ伝送を行う件について承認いただいた。しかし、介護予防プラン作成の委託先である居宅介護支援事業所への委託料支払に関するデータについては、介護保険者からデータの送信を行うよう、あらためて国保連より依頼があった。そのため、委託対象者データについては障がい福祉課の専用回線ではなく、介護保険課に設置されている専用回線により介護保険課から送信を行うことになることをご報告する。

利用項目に変更はなく、対象者及び件数については、八尾市介護保険第 1 号及び第 2 号被保険者の介護予防サービス利用者の内、居宅介護支援事業所へ介護予防プラン作成委託をしている件数で、月に約 600 件である。

電子計算機処理が必要な理由及び処理形態にも変更はなく、セキュリティ対策についても前回の諮問

時と同様に万全を期す。

利用時期は、平成23年4月を予定している。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・何を変更するのか説明して欲しい。
- ・A所管からではなくて、B所管から送って欲しいということか。

ウ 実施機関の説明

- ・以前この件で諮問をし、承認をいただいたが、その後国保連から事前打ち合わせとは異なる返答があり、高齢福祉課からの伝送ではなく、保険者である介護保険課からの伝送として欲しいという依頼があった。
- ・その通りである。

「結論」

報告事項2について、審議会への報告は終了。

報告事項3 高齢者保健福祉計画策定にかかるアンケート調査について

「事務・事業の内容」

この案件は、高齢福祉課所管の「高齢者保健福祉計画策定にかかるアンケート調査について」の報告で、条例第8条第1項の表4類型5に該当する報告である。

高齢者保健福祉の充実及び事業の適正運営を図るため、平成24年度からの第5期高齢者保健福祉計画を策定するが、計画策定にあたり、八尾市在住の高齢者の実態やニーズを把握するためアンケート調査を実施するものである。

個人情報の利用項目は、住所、氏名、生年月日、性別である。対象者及び件数としては、市内在住の、平成22年12月1日現在で65歳以上の要介護・要支援を受けていない男女2,000人（男性1,000人 女性1,000人）である。

処理の形態は、クライアントサーバーシステムによる処理で、利用時期は平成23年1月である。

セキュリティ対策としては、出力された帳票の管理については万全を期し、施錠できる保管庫で保管した。不要になった出力帳票は裁断して廃棄した。委託事業者による封入作業等における個人情報（住所・氏名）の取り扱いについては、八尾市個人情報取扱事務委託・協定基準に基づき、適切な管理及び保護を求めるよう契約に規定するとともに、業務終了後は焼却した。

また、返送は高齢福祉課執務室宛とし、個人情報を記入している場合はその部分に黒塗り処理を行った。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・国籍は関係ないのか。在留外国人が全く入ってこないということもあるということか。
- ・調査対象者にどれくらい外国人が入っているかデータは取っていないのか。

- ・意識調査なので、外国人が回答者に入るよう考えて欲しい。

ウ 実施機関の説明

- ・外国人登録は利用していない。無作為抽出なので、外国人が入ってこないこともありうる。
- ・調査対象者の外国人の数のデータは取っていない。

「結論」

報告事項3について、審議会への報告は終了。

報告事項4 要支援・要介護認定者に対する介護保険実態アンケート調査について

「事務・事業の内容」

この案件は、介護保険課所管の「要支援・要介護認定者に対する介護保険実態アンケート調査について」の報告で、条例第8条第1項の表4類型5に該当する報告である。

要支援・要介護認定を受けられた方の介護保険サービスの利用状況、現在のサービスに対する満足度、さらに介護保険サービス未利用者の状況など、要支援・要介護認定者に対して郵送によるアンケート調査を実施し、来年度の介護保険事業計画の基礎資料とするものである。

個人情報利用項目としては、介護保険被保険者住所、氏名、サービス受給区分、圏域区分で、対象者及び件数としては、平成22年12月1日時点で本市において要支援・要介護認定を受けている方から3,000人を無作為に抽出した。

事務処理システムにて介護保険被保険者台帳から無作為抽出し、宛名シールを印刷した。利用時期は、平成22年12月下旬であった。

セキュリティ対策としては、個人情報にかかわる作業は介護保険課マシン室内で行い、作成された帳票類は施錠できる保管庫で保管した。宛名シールは職員で貼り郵送した。また、返送されたアンケートについても職員が開封し、データの管理には万全を期した。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 実施機関からの補足説明

- ・台帳には国籍に関するデータがないので、抽出する際に、住民登録のある方と外国籍の方とを分けていない。

ウ 委員の質問・意見

- ・障がいを持っている人も無作為に入っているということか。
- ・視覚障がいのある人が入っている可能性はあるのか。
- ・男女比を固定すると、高齢者は女性が多いので、男性がアンケート対象者になる比率が高くなる。外国籍の方の対応も含め、どのように考えているのか。

エ 実施機関の説明

- ・障害者手帳のデータも台帳にはない。
- ・視覚障がいのある方が希望される場合には、点字版をお渡しできる。また、希望があれば、アンケートを職員が聴き取りに行く場合もある。
- ・介護認定を受けている割合は女性7に対し男性3である。抽出の割合はあえて見ていないが、回答の比率も7:3なので、無作為抽出で対応できていると考えている。

「結論」

報告事項4について、審議会への報告は終了。

報告事項5 平成23年度八尾市水道モニターの募集について

「事務・事業の内容」

次の案件は、水道局経営総務課所管の「平成23年度八尾市水道モニターの募集について」の報告で、条例第8条第1項の表4類型5に該当する報告である。

八尾市水道モニターの募集にあたり、水道使用者に対して募集案内送付用宛名ラベルの作成を行ったものである。

個人情報の利用項目は、氏名と住所である。対象者と件数は、水道使用者マスターから特定の使用者番号下2桁より抽出した541件である。

電子計算機に記録されている水道使用者情報を電算処理することにより、正確かつ迅速に対象者の抽出ができ、効率的な業務実施を図ったものである。

利用時期としては、平成23年1月1日に実施をした。セキュリティ対策としては、出力された帳票は、施錠できる保管庫で保管を行い、利用後は裁断して廃棄し、宛名シールは、封筒に貼付後直ちに郵送し、個人情報保護に関して万全の注意を払った。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。

イ 委員の質問・意見

- ・毎年行っている業務で、方法も変わりはないか。

ウ 実施機関の説明

- ・変わりはない。

「結論」

報告事項5について、審議会への報告は終了。